

# 不登校児童・生徒への心理的対応

## － 日本社会における現状から －

井上 知子

### 1. はじめに

古い記憶であるが、筆者自身の小学校および中学校時代は、戦後の混乱が少し落ち着き始めた頃からであった。当時は、父親だけでなく兄や叔父も赤紙によって徴集されて生死がわからないままに、母親、祖父祖母、叔母たちと暮らしている友達が多数いた。しかも、家も空襲によって焼かれてしまい、その後にトタンや板の切れ端を組み合わせてろくに雨露さえも凌げないような家で親、兄弟の帰還を勝ちながら、家族で必死に毎日の食べるものを調達するために働いているのが当たり前の状態であった。幸いにも家が空襲に遭わなかった筆者も小学生の時から、近所の農家が田植えや稲刈りで忙しいときには、親だけでなく子どもも地域全体でするのが当たり前であり、その意味で地域の連帯は非常に強く、また教育力もあったといえる。この時代から、すでに学校に行けない児童がいないわけではなかった。例えば、精神病によって家に閉じ込められている子が毎日二階の窓から伸び出して、登校する児童を大声で呼びかけるのを見ながらこわごわ通った記憶もある。しかしほとんどの児童・生徒は学校へいくことそのものが、日常生活で楽しいことであり、よほど体調が悪い場合以外は登校して友達と授業前に校庭でかけ回って遊んだものである。いじめがなかったとはいえないが、孤立している児童・生徒はほとんどいなかった。いじめの子がいる一方で、助ける子もおり、また教師が児童・生徒の状況を十分に把握して対応していたものである。特に手元の当時の文集

をみると、小学生が書いた将来の希望についての作文などに先生になりたいと書いている子が多数いた。

ところが、近年小学校・中学校の教師から、不登校児童・生徒に対する対応についての相談が急激に増加し、さらには研修・講演の依頼も対応しかねるほどに増えているのが現状である。

### 2. 不登校の概念の歴史的変遷

すでに筆者自身が紀要（2011）でも書いたが、文献を見ると、かなり古い文献の中で、学校へ行かない状態について、さぼりあるいは怠け（truancy）、学校嫌い（reluctance to go to school）、学校恐怖症（school phobia）、登校拒否（truant, school refusal）と不登校（school refusal）、学校回避（school avoidance）などという用語がしばしば混同されて使用されており、それらを区別する定義も定かとはいえない。

稲村（1994）によれば、文献をたどると、初期の用語についてBroadwin, I. T. が1932年にそれまで一般社会で使用されていたtruancyを用い、Partridge, A. M. も同じ言葉を1936年に使用したのに対して、Johnson, A. M. et. al. が1941年に初めてschool phobiaという用語を使用したということであった。しかしこのschool phobiaという言葉に対しては当初から疑問視されており、Klein, E. はreluctance to go to school（学校嫌い）を使用した。第二次世界大戦後、Warren, W. がrefusal to go to school（登校拒否）、

Kahn, J. H. と Cooper, M. C. が school refusal (登校拒否) を使用するようになった。しかし、1960年代になると、Hersov, L. A. が nonattendance at school (不登校) という用語を使用するようになりより広範な人々の間でこの言葉が使用されるようになってきた。

我が国では、これまでの用語について以下のような経過がある。すなわち、学校恐怖症 school phobia、神経症的な不登校 (北米中心)、登校拒否 refusal to go to school or school refusal (イギリスの一部と日本) である。

この中でも「学校恐怖症」「登校拒否」という2つの用語がもっともよく使われてきた。しかし、学校恐怖症はその根幹に母子分離不安があるにもかかわらず、学校が恐怖の対象のごとくみなされる用語であり、意味するところが間違っただけで捉えられることが多々あった。我が国では母子分離不安よりも諸外国とは逆に勉学等の学校状況その他が重要と見なされる事例が多いことから、次第に「登校拒否」の用語が使われるようになった。そのほかにも「学校不適応症」「学校嫌い」等種々の言葉が使用されてきた。さらに加えて言及すると、学校恐怖症という言葉と登校拒否ということばが医学および心理臨床の現場で注目されるようになったのは1960年代になってからである。しかし、恐怖症という言葉が与えるニュアンスが教師や親に大きな影響を持つということから疑問がもたれるようになり、徐々に登校拒否という言葉にとっかわるようになった。武藤 (1988) の文献展望によれば、1970年以前は学校恐怖症という言葉が使用されていたが、1980年以降は、児童相談、教育治療機関、小児科、精神病院などで様々な取り組みをする中で、「正しく学校恐怖症とみなされるもの、神経症的な登校拒否とみなされるもの、その他精神障害、退却神経症から怠学まで不登校状態を指すもの」などがあり、小児科の専門は『不登校 (non-attendance at school)』の用語を使用すると

述べている。

筆者の経験では、大学紛争終了後の1970年代以後、大学生特に男子学生に選択的な神経症的無気力症ともいべきスチューデント・アパシーの症状が見られるようになり、不登校だけでなく、本業である学業についての意欲をもてず授業に出ることができないというまさに怠学と区別することができにくい症状が見られるようになった。それ以後では、成人においても職場にいくと神経症的な症状を呈する労働恐怖症とか勤労回避症候群とでもいう病態が見られるようになり、子どもから大人まですべてまとめて「引きこもり」という言葉でいわれるようになってきた。これらのことから、改めて1970年代になって、大学以前の学校における引きこもりをさし示す用語として不登校という言葉が使用されるようになったといえる。

### 3. 学校へ行けないこと

そもそも「学校へ行っていないこと」という現象には、「学校へ行けないこと」と「学校へ行かないこと」の二つの意味が含まれているが、ともに「不登校」と呼んでいる。しかも、学校には文部科学省の統計においても、小学校、中学校、高等学校、大学まで含まれており、とにかく学校へ行っていないことを不登校とひとくくりしているのが現状である。どの段階であろうとも、「学校へ行けない」ことは対応すべき様々な問題を含んでいる。しかし、高等学校以上の段階で「学校へ行かない」ことはそれ以下の段階とは意味が異なるものである。

高校への進学率は文部科学省の「学校基本調査」によると、昭和25年には男子48.0%、女子36.7%と男子の方が多かったのが、20年後の昭和45年には男子82.7%、女子81.6%と男女にほとんど差が無くなってきた。この原因には多々あると考えられるが、まず日本社

会の経済的発展および女性の結婚に対する意識の変化が起きたことが大きな要因であると考えられる。昭和50年には男子93.0%、女子91.0%と大部分の中学校卒業生は高等学校へ進学するようになっている。ちなみに平成19年には男子97.7%、女子97.2%と男女ともほとんど生徒が中学卒業後に高校に進学しているのが現状である。このような高校進学率の増加と期を一にして「学校へいけない」あるいは「学校にいかない」ということが教育の現場において、あるいは教育臨床的な立場および医学的な立場において問題視されるようになってきた。

中学までは「学校へ行っていない」ことは、憲法および学校教育法で定められている義務教育の年限内であり、理由はともかく学校へ行くよう支援する必要がある。しかし、高等学校以上の段階では、何らかの理由で本人の意思とは異なり「学校へ行けない」場合は心理的あるいは教育的に問題であり支援が必要である。しかし「学校へ行かない」場合は本人が学校へ行く必要を考えていない場合、つまり勉強することが嫌いで他にしたい仕事や関心を持っている業務がある場合など、問題視する必要がないことも多いものと考えられる。

#### 4. 日本における教育制度

先述のように、日本では憲法第26条において義務教育の年数を9年と規定し、授業料を徴収しないことを教育基本法で定めている。さらに1979年までは、就学猶予という名目で障害のある児童生徒の教育権に対する体のいい差別がおこなわれていたが、養護学校（現在の特別支援学校）への全義務教育化が定められてからは、すべての子供が教育を受ける権利を保障されることとなった。義務教育の期間中に、子どもが学校へ行かないということになっても本人の自由意思での欠席の選択であれば、本人・保護者ともに何らの罰則

も科されないが、本人が登校を希望しているにも関わらず、保護者が家事や用事（最近も子どもに窃盗をさせていた事件があった）を強制したり、虐待による不登校の場合には就学義務違反となり、督促を履行しないと20万円以下の罰金が科されるということになっている。

#### 5. 不登校の文部科学省の定義と対応について

文部科学省の「学校基本調査」「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により登校しないあるいはできない状況にあるため、年間30日以上欠席したものの内、病気や経済的理由による者をのぞいたもの」と定義されているが、この定義には種々の疑義がある。日本国教育基本法義務教育（第4条）日本国憲法第26条の細目を定める形で、義務教育の年数を9年と規定し、義務教育の無償の具体化として、国立と公立の義務教育諸学校では授業料を徴収しないことを定めている。第2次世界大戦前は、義務教育年限を6年から8年に延ばす旨の法令が制定されたが施行が延期され、実質的には教育基本法のこの規定によって、期間が延長されることになった。1992年に不登校についての報告（平成4年報告）がなされ、学校へ行かないことを特別なこととしてとらえる見方から、誰にもおこりうることとして、社会的偏見や教育上の不利益から「特定の子どもの問題」という見方からの転換は図られたが、「不登校になる子どもの問題」という言葉で言及している。2002年9月から、不登校の現状把握と対応策について検討が行われてきた（平成15年報告）。この報告は平成4年の報告書をさらに進めて「不登校との新たな関連」として学習障害やADHD等の生徒の問題についても言及している。詳細については後で触れることとする。

2022年には「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」という題で、今までは対応の指針についての提言であったのに対して、不登校の現状把握および学校教育関連機関のなすべき課題と取り組み方について、実態に即した支援方法を具体的に提示したことが、それまでと比較して大きな相違であった。その中では国に求められる役割についての言及も1章を使ってなされている。

翻って、1989年11月国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、子どもの権利の基本が定められた。日本では1994年にこの条約を守る約束をした。この条約は54条からなっており、子どもを大人と同じ独立した主体と見なして、大きく分けると「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを保障している。子どもの権利条約は、発展途上国の子どもにとっては特に重要な条約であると考えられてきた。

ユニセフの指摘を待つまでもなく、発展途上国においては衣食住すべてにおいて十分でなく、食物、飲料水の不足による栄養失調、裸足のために足の傷から感染してかかった病気による死、児童労働、児童の売春強要からは児童売買など子どもを巡る多くの問題が存在しているのが現状である。筆者の体験では、世界の国の指導的立場であるといわれるサミット参加国においてさえも、親も住む家もなく徒党を組んで特に外国からの観光客を対象に窃盗や強盗を行って生活しているストリートチルドレンが横行しているのを目の当たりして、震撼とした感情に襲われたことも一度や二度ではない。まだまだ世界を見渡すと子どもの権利は保障されていないのである。

現代日本では文盲の子どもはほとんどいないのが現状であり、少なくともほとんどの子どもが18歳までは学校へ所属しているのが当然であるかのごとく一般的には考えられている。日本では、子どもの権利はかなり高いレ

ベルまで保障されているといえる。子どもを取り巻く物的な環境は改善され、衣食住で不自由を感じながら生活している子どもは外国に比較して極端に少ないことは確かである。文部科学省の報告によると「不登校になったきっかけ」と「不登校状態が継続している理由」から、①学校生活に起因するもの、②家庭生活に起因するもの、③本人の問題に起因するものに分けている。しかし、学校を取り巻く社会環境は大きく変化しており、高度情報化、都市化、少子高齢化社会の進展など社会変化が急速に進み、不登校の原因や実態も複雑になってきている。このところ、日本社会でも児童虐待や児童が被害者になる犯罪が増加してきた。さらには「いじめ」のごとき子どもの権利の侵害も毎日のように報告されている。さらに、中学生になると多くの生徒は「主張ばかりで義務を果たそうとしていない」といわれている。

こうした現状の中で、子どもの権利全般について制限の動きが強まっており、特に、最近になって、不登校に対する厳しい対応が目立つようになり、学校復帰への圧力が高まっているという事実がある。ある自治体では財源削減のためには教育センターにおいて不登校児童生徒に対して適応指導教室等の支援を臨床心理士あるいは学校心理士に行わせているが、この対策は財源の無駄使いであり学校へ行かせればいいという名目の下にセンター所員定員削減が行われるということも起きている。さらには、不登校の問題の一因には「ゆとり教育」の結果があるとする議論もある。

## 6. なぜ今不登校が問題視されるのか

日本における児童・生徒は教育の重要性の認識の結果として、高度に競争的教育制度にさらされ、その結果として余暇運動、休息の時間が欠如していることにより発達障害にさらされていることの懸念を「国連子どもの権

利に関する委員会から日本政府への最終所見」(1998)で指摘されている。

不登校という用語は、前述のように「学校へいけない」あるいは「学校へ行かない」状態を広く意味する言葉であり、それを特徴に応じて分類していこうとする考え方がある。不登校は恥や外聞を気にする文化圏には必ずといって良いほど見られるといわれている。誰が悪いとか、何処が悪いという問題として捉えることは児童・生徒への対応を考える時に必要なこととは思われない。つまり過敏な感受性をもって関わっている子どもとその周囲の対人関係によって作り上げられている現象の一つであるといえる。当然のことであるが、不登校は学齢期の子どもを対象につけられた現象名である。だれでもが状況によって墮ちることのある状況なのであう。にもかかわらず、教育の分野だけでなく、臨床発達心理学的にも医学的にも様々な対応がなされるようになってきたのは、子どもの発達にとって学校教育の必要性があるからであるといえよう。

### (1) 不登校のきっかけと実態

現在までの不登校の児童生徒数の変遷を文部科学省の発表に基づいてみると、平成22年度「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」では、小学生の不登校児童数21,675人(0.32%)、中学生数93,296人(2.74%)であった(前年度より少し減少している)。日本は、平成22年に東日本大震災に見舞われた。この現状を考えると平成22年度の前年比がおちこんでいるのはその影響も大きく、この数値は特別の事情による結果であるともいえる。

文部科学省の「今後の不登校への対応の在り方についての(報告)」によると、不登校の直接のきっかけには、「学校に起因するもの」(36.2%)、「家庭生活に起因するもの」(19.1%)、「本人の問題に起因するもの」(35.0%)であり、学校生活においての問題と本人の問題で約70%強である。

学校生活に関しては、いじめ、いじめを除く友人関係を巡る問題、学業の不振、進路に関わる不安、クラブ・部活動等を巡る問題、学校のきまり等を巡る問題、入学・転編

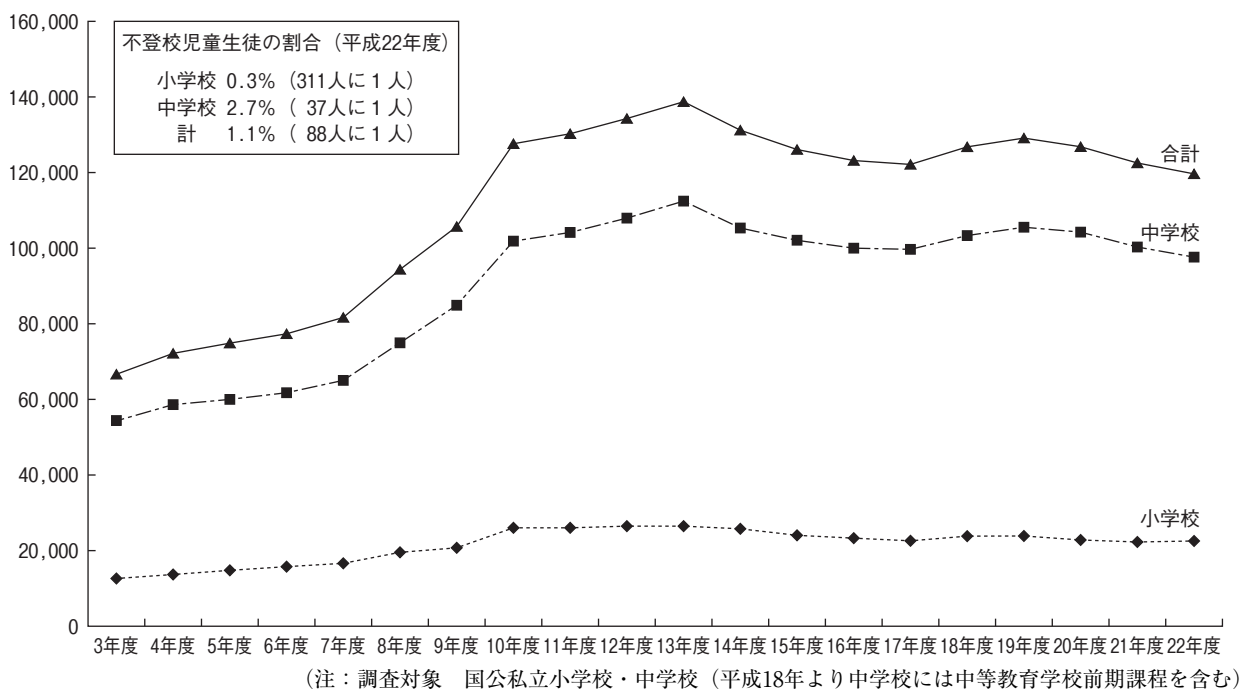


図1 不登校児童・生徒数の推移

表1 不登校児童・生徒数の推移（30日以上欠席者）

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
学校に係る状況	いじめ	2人 4.2%	424人 1.9%	5人 5.0%	431人 1.9%	4人 1.4%	2,232人 2.4%	49人 1.7%	2,285人 2.3%	6人 1.8%	2,656人 2.3%	54人 1.8%	2,716人 2.3%
	いじめを除く 友人関係をめぐる問題	4人 8.3%	2,392人 10.7%	22人 21.8%	2,418人 10.8%	40人 13.7%	15,351人 16.3%	393人 13.6%	15,784人 16.2%	44人 12.9%	17,743人 15.2%	415人 13.9%	18,202人 15.2%
	教職員との関係を めぐる問題	2人 4.2%	737人 3.3%	7人 6.9%	746人 3.3%	5人 1.7%	1,467人 1.6%	38人 1.3%	1,510人 1.6%	7人 2.1%	2,204人 1.9%	45人 1.5%	2,256人 1.9%
	学業の不振	5人 10.4%	1,464人 6.6%	6人 5.9%	1,475人 6.6%	30人 10.3%	8,107人 8.6%	347人 12.0%	8,484人 8.7%	35人 10.3%	9,571人 8.2%	353人 11.8%	9,959人 8.3%
	進路にかかる不安	2人 4.2%	81人 0.4%	3人 3.0%	86人 0.4%	12人 4.1%	1,070人 1.1%	41人 1.4%	1,123人 1.2%	14人 4.1%	1,151人 1.0%	44人 1.5%	1,209人 1.0%
	クラブ活動、部活動等 への不適応	0人 0.0%	47人 0.2%	0人 0.0%	47人 0.2%	3人 1.0%	2,168人 2.3%	57人 2.0%	2,228人 2.3%	3人 0.9%	2,215人 1.9%	57人 1.9%	2,275人 1.9%
	学校のきまり等を めぐる問題	0人 0.0%	166人 0.7%	0人 0.0%	166人 0.7%	3人 1.0%	2,656人 2.8%	25人 0.9%	2,684人 2.8%	3人 0.9%	2,822人 2.4%	25人 0.8%	2,850人 2.4%
	入学、転編入学、 進級時の不適応	0人 0.0%	597人 2.7%	2人 2.0%	599人 2.7%	6人 2.1%	2,652人 2.8%	113人 3.9%	2,771人 2.8%	6人 1.8%	3,249人 2.8%	115人 3.9%	3,370人 2.8%
家庭に係る状況	家庭の生活環境の 急激な変化	4人 8.3%	2,212人 9.9%	3人 3.0%	2,219人 9.9%	11人 3.8%	4,476人 4.8%	93人 3.2%	4,580人 4.7%	15人 4.4%	6,688人 5.7%	96人 3.2%	6,799人 5.7%
	親子関係をめぐる問題	8人 16.7%	4,267人 19.1%	16人 15.8%	4,291人 19.1%	42人 14.4%	8,135人 8.6%	338人 11.7%	8,515人 8.7%	50人 14.7%	12,402人 10.6%	354人 11.9%	12,806人 10.7%
	家庭内の不和	3人 6.3%	1,245人 5.6%	3人 3.0%	1,251人 5.6%	12人 4.1%	3,526人 3.7%	99人 3.4%	3,637人 3.7%	15人 4.4%	4,771人 4.1%	102人 3.4%	4,888人 4.1%
本人に係る状況	病気による欠席	6人 12.5%	2,276人 10.2%	9人 8.9%	2,291人 10.2%	15人 5.1%	3,833人 7.3%	392人 13.6%	7,240人 7.4%	21人 6.2%	9,109人 7.8%	401人 13.4%	9,531人 8.0%
	あそび・非行	0人 0.0%	269人 1.2%	0人 0.0%	269人 1.2%	6人 2.1%	10,652人 11.3%	29人 1.0%	10,687人 11.0%	6人 1.8%	10,921人 9.4%	29人 1.0%	10,956人 9.1%
	無気力	12人 25.0%	4,553人 20.4%	9人 8.9%	4,574人 20.4%	51人 17.5%	20,918人 22.2%	279人 9.7%	21,248人 21.8%	63人 18.5%	25,471人 21.9%	288人 9.7%	25,822人 21.6%
	不安など情緒的混乱	19人 39.6%	3,734人 30.2%	33人 32.7%	6,786人 30.2%	94人 32.2%	20,587人 21.9%	608人 21.1%	21,289人 21.9%	113人 33.2%	27,321人 23.5%	641人 21.5%	28,075人 23.4%
	意図的な拒否	2人 4.2%	1,091人 4.9%	5人 5.0%	1,098人 4.9%	5人 1.7%	4,217人 4.5%	71人 2.5%	4,293人 4.4%	7人 2.1%	5,308人 4.6%	76人 2.5%	5,391人 4.5%
	上記「病気による欠席」 から「意図的な拒否」ま でのいずれにも該当しな い、本人に関わる問題	0人 0.0%	1,759人 7.9%	7人 6.9%	1,766人 7.9%	8人 2.7%	6,282人 6.7%	196人 6.8%	6,486人 6.7%	8人 2.4%	8,041人 6.9%	203人 6.8%	8,252人 6.9%
	その他	0人 0.0%	1,740人 7.8%	2人 2.0%	1,742人 7.8%	5人 1.7%	2,058人 2.2%	33人 1.1%	2,096人 2.2%	5人 1.5%	3,798人 3.3%	35人 1.2%	3,838人 3.2%
不明	2人 4.2%	581人 2.6%	3人 3.0%	586人 2.6%	3人 1.0%	1,988人 2.1%	80人 2.8%	2,071人 2.1%	5人 1.5%	2,569人 2.2%	83人 2.8%	2,657人 2.2%	

(注1) 複数回答可とする

(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

入学、進級時の不適応などである。この中でもいじめを除く友人関係を巡る問題が最も多く、現代の子どもの問題として幼児期から大学生に至るまで対人関係スキルの未習得がいわれているが、まさにその現れであるといえよう。さらには、かつての様に、学校は子どもの居場所ではなくなっている。日本の経済的發展によって車社会になり、細い道にまで自動車や二輪車が横行するようになったため、子どもが道で遊ぶことはできなくなった。又、遊園地で遊んでいる子どもが変質者の犠牲になるという事件も多発している。そのため、いっとき学校の校庭を放課後開放して子どもの遊び場所としていたが、ここにも変質者が進入して遊んでいる子どもが犠牲になる事件がおこった。そこで授業終了とともに下校させることとなり、子どもは遊び場を失っているのが現状である。放課後の子どもの生態について調査した結果（足立2005：中村2011）、子どもの多くは、放課後家において一人でゲームをしたり、テレビを見たりしているが、最も多い反応は「ごろごろしている」であった。集団で遊ぶ子はほとんどいないだけでなく、母親のお手伝いとして近所に買い物にお使いに出かけることも多くの子がしていないことが判明した。また、小学生は対象とした児童についてはメディアで言われているほど塾やお稽古事に行っていないことも明らかになった。

家庭に関わる状況としては、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係を巡る問題、家庭内の不和などがあげられているが、特に親子関係の問題が最大である。発達心理学的にみるとこの時期は、自己意識の形成に伴って対人関係が一生涯の中で最も大きく変容する時期であり、対人関係の中でも特に親子関係は児童期までとは非常に質的に変化するのが特徴的である。この事実から考察すると、親子の分離がスムーズに行かないこと、特に親の子離れに問題があるものと思われる。不登校

を問題にするとき、とかく不登校を起こしている子ども自身および家庭について指摘される要因が多かったのが今までの心理臨床的支援でみられた現状であった。筆者自身の経験では、特に学校教育の現場の教師からは、家庭での親の養育態度、家庭環境の問題を指摘されることが多々あった。家庭経済の状態、職業、父母の別居（特に現在では父親の単身赴任）あるいは離婚、祖父母と親特に母親との関係などが主として指摘される要因である。文部科学省の指定では一部の保護者には、家庭の教育力の低下、保護者自身の子どもに対するしつけについての迷いや自信のなさ、保護者が子離れできていない、ゆとりがないなどの傾向があると指摘されている。又、学校へ通わせることが絶対ではないという意識の変化も指摘されている。筆者自身の経験では、「子どもを学校に行かせることは子どもを人質にしている」感じを持っているという言葉を使って相談にきた保護者とあったことがある。学校と保護者の関係の希薄化を象徴する言葉であると痛感した。

本人に関わる状況としては、病気による欠席、遊び・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否、いずれにも該当しない本人に関わる問題、その他軽度発達障害（学習障害、AD/HD、アスペルガー自閉症圏など）が指摘されている。最近の児童・生徒の大きな課題は非常に乏しい社会性の発達である。子どものパーソナリティで特に現在問題視されるのは、社会的スキルの未修得、あるいは脆弱さによる対人関係の乏しさである。例を挙げるならば、自尊感情に乏しく、人生の目標や将来就きたい職業に対するヴィジョンが明確でなく、無気力な特性を持っている生徒が増加している。そのため学習意欲が低く、発達的に未成熟であるとともに、人権意識や規範意識を十分に習得していないという傾向が強いことが指摘できる。そのために内向的で情緒の安定性を欠いており、消極的あ



るいは退行的で、教室にいてもずっと時間中座ってられないなどの問題行動があり教師が授業に困難を覚えているという事態にもしばしば直面する。不登校は特有の性行を持った特定の児童生徒に起きるというよりは、「どの子にも起こりうる」現象になっているといわれている。現在の児童生徒について、何の兆候も見られなかったのに突然不登校になるということがよく言われる。このようなケースでも実はサインは何らかの形であったのかもしれないが、なかなか気づきにくいのである。

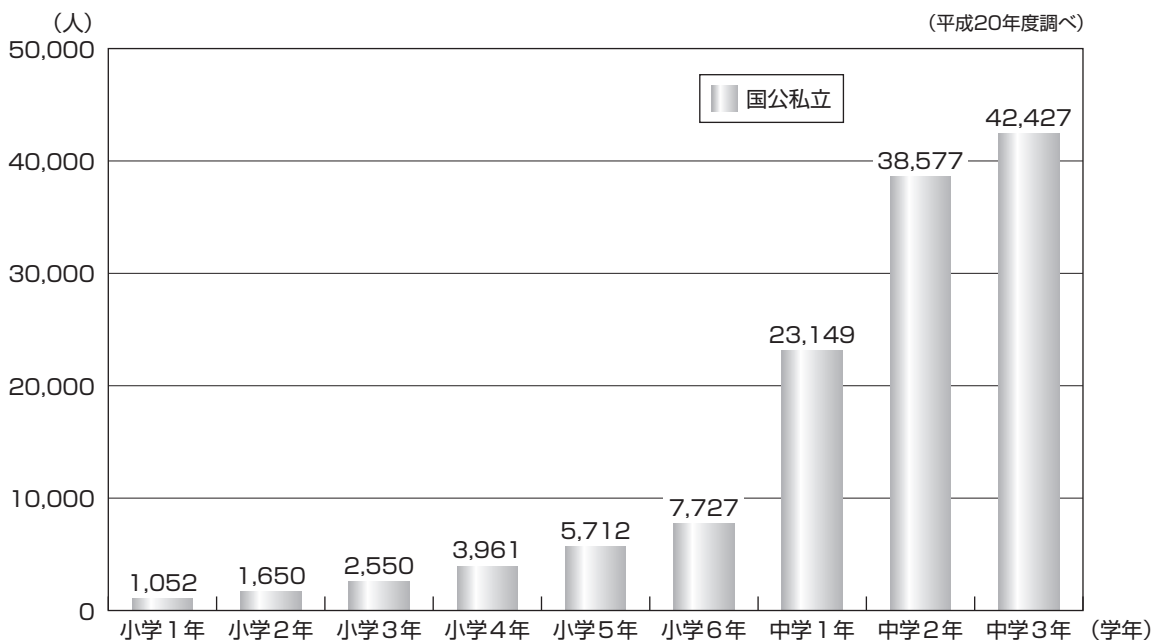
このようなケースの場合、まず家庭で親が「学校へ行きなさい」という登校刺激となる働きかけをすることが多い。登校支援と登校刺激とは全く異なるものである。適切な時期に登校支援をすることは必要であるが、登校刺激は不必要である。例えば、最近では自分自身で経験をしながら社会性を獲得し発達させていくのではなく、IT機器やゲームを通して現実感を伴わないファンタジックな世界のバーチャルリアリティが生活の大きな部分を占めている子どもが多くいる。そのために行

動的、情緒的問題が発生しているものと思われるケースが多々ある。

不登校の原因は、非常に多様であり、しかも一つではなくていくつかの原因が重複している場合が多く、一概に原因を指摘することはできないものといえる。不登校の背景にある要因については一つに特定できないことが多く、特に不登校が小学校から中学校まで長期にわたって継続している場合は、その期間中に多様で複雑な要因が二次的に加わり変化することも多々あり、児童・生徒について、それぞれを個々に理解することが必要である。

(2) 中1ギャップ

平成22年度の不登校の児童生徒の割合をみると小学校は309人に1人の割合で出現しているのに対し中学生では37人に1人と急激した。図2でも明らか示されているように小学6年生に比べて中学1年生の不登校数は非常に増加している。不登校の直接のきっかけは、いじめや喧嘩など友人との人間関係の問題が約半数と最も多いが、次いで学業の不振、教



出典：文部科学省：「平成20年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/08/\\_icsFiles/2009/08/06/1282877\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/08/_icsFiles/2009/08/06/1282877_1_1.pdf)

図2 学年別不登校児童生徒数 (平成20年度)



師との関係、部活などとなっている。中学生は発達的にも思春期という人生の中で最も心理的変化の急激な時期であり、単純に原因を決められない。

中学校へ入学したとほぼ同時に起きる原因として、学校環境の大きな変化がある。あえて箇条書き的にあげるならば次のような問題点があるものといえる。

①小学校時の学級担任との密接な関わりがなくなり、自分を理解してもらえない不安

一応が旧担任教師はいるが、ホームルーム時およびその教師の担当科目時以外には接する機会が非常に少なくなる。社会性を身につけており、自分から積極的に関わりを求めていくことができる生徒は、教師との関わりをもって様々な相談をすることができるが、このスキルをほとんど習得していない生徒が多いのが現状であり、学校生活での様々な問題を解決することができないうで、不安状態に陥っている生徒が多いのが現状である。

②教科ごとに教師が変わり、苦手な教師ができる。

中学生になると、特に対人関係でも権威に対する反抗心が徐々に発達してくる。そこで、生徒のことを理解しないで理不尽に叱責したり、非難する教師に対して苦手意識が大きくなる。

③むずかしくなる学業の内容、学校行事などのテンポの速さへの不適応

中学になると、新たに英語、数学など小学校では無かった科目が入ってくる。しかも社会科や理科も小学校時代とは比較できないほど内容が細分化して多様になり、難しくもなってくる。例えば、社会科は、政治・経済・歴史・倫理などに分かれてすべてを習得することが求められる。理科も同様で内容が細分化し、さらには生物、化学、物理などの実験も学習することが求められるようになる。加えて、小学校時代に比較

して、4月から多様な行事が予定されており、欠席するとたちまちついて行くことができなくなるのが実情である。そのために、自宅での予習・復習も必要になり、不適応を起こす原因にもなる。

④友達関係の再編成

先に述べたように、中学時代は対人関係すなわち親子、友人、教師-生徒関係が大きく変化する時期である。特に親や教師のような権威に対して反抗し、友人関係を新たに作るが必要になってくる。中学校では2校あるいは3校の小学校からの生徒が通学するようになるため、小学校時代の友人関係だけでなく、他の学校からの友人とも交流していくことが必要になる。各小学校でそれぞれ異なる校風があり、6年間身につけてきた小学校時代の校風とは異なるムードを持つ友人との関係を再編成することが求められる。

⑤校則への不適応

小学校時代とは異なり、様々な多くの校則が規定されているのが現代の中学校の現状である。特に私立中学校に代表される校則は時間に関する規則や制服にとどまらず、学校によっては髪の長さ、学校かばん、体操服に至るまで規定しているところも少なくなく校則に違反すると厳しい罰則が定められていることもある。現代の中学生の非行にはしる生徒の中には、校則違反で通学停止を受けたことがきっかけになっている場合も多々あることが報じられている。

不登校を巡る現代の新たな原因として社会問題にまでなっているのが、先述した発達障害を有する児童・生徒の存在である。学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群の児童・生徒の場合は、周囲との人間関係が上手に作り上げられないだけでなく、周りの友人との人間関係の構築にも問題が生じ、学習成果が上がらないとい

うことから不登校になる場合が少なくない。それどころか授業中に45分間あるいは50分間じっと机に向かって椅子に座っていることができなくて、教室を歩き回ったり、さらにエスカレートして教室内で友人や教師に暴力をふるうという事態になり、授業崩壊を引き起こすという状況も報告を受けて対応せざるをえないのが現状である。これらの症状は小学生の時よりは中学生になると顕著になることが多い。文部科学省がかつて行った調査結果では通常学級に在籍している児童・生徒の約6%がこれらの障害を有しているという報告があった。

さらには、このところ非常に増加しているのが保護者による子どもへの虐待である。しかも虐待の程度は、深刻さを増しており、虐待を受けた子どもの約半数が児童・生徒であるという報告がある。虐待の内容は、身体への暴力的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に加えて最近では経済的虐待も増えてきているとのことである。このなかで特に見つけ出しにくいのが不登校に大きく関わっているのがネグレクトであるといえる。しかしいづれの虐待も登校を困難にするものであり、早期に発見して対応することが必要である。

## 7. 不登校の実態把握と対応について

### (1) 不登校児童・生徒の日常生活の傾向

詳細には、身体症状、身体疾患と精神症状、精神疾患に分けて考える必要があるが、ここでは全般的にその特徴をあげる。

#### ①共通に見られる現象

- ・日常生活の不安定さ、不規則さ
- ・昼夜逆転生活
- ・機械的器具的な単純な反復遊び
- ・学習性無気力状態

これらは、それまでに体験して心に積み重ねてきた心の機能の断片化として起こる。

### ②2次的現象

- ・時間の区切りのない生活
- ・閉ざされた空間での対人回避的生活  
→現実検討機能の低下
- ・身体感覚には倦怠感が強く、言動においても億劫な態度が出る
- ・不規則な食事、極端な偏食
- ・日常生活について強いこだわりで支配されている
- ・些細な出来事に対する恐怖や警戒心や用心深さや臆病さがあり、神経過敏になっていることが多い。

これらの症状は発達段階によって異なるあらわれ方をすることはすでに教育臨床的な心理学の研究で明らかにされているところであり、子供の年齢、パーソナリティ、外からの支援方法によってあらわれ方は異なるが、現象が現れるのは子どもが怠けているからではなくて、何らかの生活環境面での子どもの生理的機能の低下や停滞が引き起こされるからである。最近の傾向としてはおもしろいこと（テレビゲーム、パソコンでの遊びなど）を優先するあまり健康の自己管理が損なわれて、心身の自律性が崩れていることが多いといわれている。さらに現代社会ではスナック菓子、ファーストフード、レトルト食品を始め、食べ物があまりに豊富になっているために、様々な形で栄養をとることができることから、杜撰な食生活になっていることも大きな問題であるといえる。

### (2) 不登校への対応について

平成15年度に文部科学省が発表した「不登校への対応について」では不登校への対応に当たっての5つの視点として次の項目が挙げられていた。少し長いが、対応の指針として多くの機関が参考にしたものの要約であるので、そのまま引用する。

- ①将来の社会的自立に向けた支援の視点：不登校の解決の目標は、子どもたちの将来的

な社会的自覚」である。また、不登校は「心の問題」のみならず「進路の問題」であるとの認識に立ち、各学校は、進路形成に資する学習支援や情報提供等を積極的に行うことが重要である。

- ②連携ネットワークによる支援：多様な問題を抱えた子どもの態様に応じたきめ細かな支援が必要である。児童生徒の状態や必要をしている支援を適切に見極め（アセスメントを行う）、適切な支援と多様な学習の場を提供する（社会的自立に向けての進路の選択肢を広げる支援）ために、学校、地域、家庭で密接な連携をとることが重要である。また、学校や教育行政機関と民間施設やNPO等との積極的な連携・協力が重要である。
- ③将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割：義務教育段階の学校は、社会性の育成や生涯を通して学び続けるための学力を育てる学習支援の場として、重要な意義・役割がある。まず、学校教育の充実のための取り組みと学校生活に起因する問題の解決に向け、教職員一人一人の最大限の努力が必要である。
- ④働きかけることや関わりを持つことの重要性：主体的な社会的自立や学校復帰に向けて周囲のものが状況をよく見極め、適切な働きかけをすることが重要である。児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、必要としている支援を行わないだけでは状況の改善にはならない。
- ⑤保護者の役割と家庭への支援：保護者がその役割を果たすことができるよう、時機を失することなく子どもや家庭への適切な働きかけを行うなど、学校と家庭、関連機関の連携は不可欠である。その際、保護者への働きかけが保護者を追い詰めること等がないよう、保護者との共通する課題意識の下で対応することが大切である。保護者の支援のために気軽に相談できる窓口や保護

者同士のネットワークづくりへの支援、さらには、保護者と学校関係者等が相互に意見交換をする姿勢も大切である。

この内容を受けて、平成22年度の文部科学省の発表した「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」が発表された。この報告書では不登校に対する基本的な考え方から、家庭、学校、関連機関での取組の方法、中学卒業後の課題、教育委員会の役割および国に求められる役割に至るまで非常に詳細に記述されている。その中で基本的な不登校に対する考え方として、将来の社会的自立に向けた支援の視点が一番にあげられ、学校に登校することが最終目標ではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを目指す必要性を指摘している。さらに、先述したが、「不登校はどの子にも起こりうる」という考え方を誤解して、働きかけをまったくしない場合の問題点についても触れていることは、考慮に値する指摘である。筆者は不登校をしている中学生および高校生の保護者に対する研修および個別の心理相談を行った経験がある。その時、ほとんどの保護者は自分自身の子どもが不登校になっていることに対して、どうしても学校へ行かせたいという思いが非常に強いと同時に家で閉じこもっている我が子に対して理解することができず、ただ心痛に押しつぶされ涙ながらに状況を訴えたのである。その時強く感じたのは、特にその原因はともかくとして現状の理解に乏しく、ある生徒はすでに克服できて学校との関係もできだしているにもかかわらず保護者が心配していることにより、ストレスとなって親との関係が欠如しかけている状況、心療内科あるいは精神神経科の医者か臨床心理的相談機関で状態を診断してもらう必要があると思われるいわゆるうつ状態にあるケース、学校には毎日行っているが授業が受けられないケースなど、すべての不登校の状況が

異なっていることであった。さらに、対象となっている不登校生徒は、発達心理学的にはまさに思春期か青年期前期・中期の段階であり、それこそまさに発達の当然の現象であると思われるものでもかかわらず、説明をしても我が子は異なっていると強く思い込んでおり、理解しようとしないう姿勢を固持している態度はどの親にも共通に見られた。家庭は乳児期からパーソナリティ形成の基礎を形成する重要な場であり、保護者はその中心的役割を担っているのであり、家庭における教育力の回復こそがまず必要なことであるといえる。

先述の文部科学省の報告では学校の取組として、(1)魅力あるよりよい学校作りのための取組、(2)きめ細かく柔軟な個別的具体的な取組、(3)不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程の試みをあげている。その中で、①魅力あるよりよい学校作りのための取組では、開かれた学校作り、きめ細かい教科指導の実施、安心して通うことのできる学校の実現、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい配慮をあげている。これらの項目内容は、必ずと言っていいほどかのごとき報告書には記載されている項目である。しかし、どのようにすれば魅力ある学校が作れるのかについてはほとんど触れられていないのが実情であるといえる。本報告書では、②きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組の項では、いくつかの方法を提出している。その中で教員の資質の向上と教室以外の「居場所」の環境・条件整備に触れていることは、平成4年から指摘されてきた事項であるが、特に教員の生徒に対するために必要な態度、能力等について不十分ではあるが指摘していることは注目に値する。いじめ、体罰などが問題視され、報じられることの多い現代社会の中で居場所として過ごせる学校環境作りこそがまず達成されるべき課題であるといえる。そのためには、学校の中で教員集団だけでできる課題であると

は言えない。地域社会の種々の人たちの協力も必要であろう。それにもまして、まず教員集団が一丸となって校長のリーダーシップのもとで教員間の連携をとりながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要であり、さらには他の教員の役割を相互に補完しあうことも重要である。一人の教師でできる仕事の範囲は限られている。特に不登校の児童生徒について担任に任せてしまうことは一人の教師だけが重責を担うことになり、教師自身もそのために教育活動を効果的にできにくくするものといえる。それに加えて保護者・家庭における学校との信頼のおける関係作りが必要であるといえる。

## 8. 心理学的対応

### (1) 一般的な思春期および青年期前期の発達特徴

小学生でも1, 2年生と5, 6年生では発達の認知的にも知的にも情緒的にも量的にも質的にも非常に異なっている。低学年の児童は具体的操作期であるのに対して、高学年になると抽象的論理的な操作期になりかけており、パーソナリティ発達でも自己への目覚めが現れはじめている。

中学生はすでに青年期前期にあたり、身体的成長および生理的成熟、知的発達、自己意識の芽生えだけでなく、親や権威者、及び友人との対人関係にも大きな変化が生じるという発達の特徴がある。しかもこのような現象は生涯の中で最も急速に生じしかも個人差が大きい現象である。そこで個人における発達速度の違いを理解することが最も重要である。不登校の児童生徒についての対応では発達に個人差があることを認識したうえで、それぞれが抱えている内面的問題、あるいは誰にも話していない外的出来事を聞くことのできる関係づくりから始める必要がある。

## (2) 新しい試みとしての心理学的治療法

### －ブリーフセラピー－

ブリーフセラピーは、セラピーと呼称しているが、今までの時間をかけて行ういわゆる「治す」というイメージよりも「よりよい変化」を生み出すことをめざす方法であり、この方法が発展する元となった理論を提唱したのは、ミルトン・エリクソンであった。ミルトン・エリクソンの主張は次の通りである。

それぞれの人は独特である。心理療法はその人の独自性に合わせてしつらえられるべきであり、人間行動に関する仮説理論というプロクラステスの寝台に合わせて、人の身長を延ばしたり切り取ったりしてはいけない。

つまり人の独自性を重視し、既存の理論や仮説に縛られるのではなく、一人一人に役立つ方法に関わるべきであるということである。学校教育の在り方にも通じる。すなわち、基本的な考え方を要約すると、ブリーフとは時間的な制約、簡易さとは限らない。

①短期的、効果的、効率的

②ソースとその活用：リソースは資源、資質のことである。ないものを探すのではなく、あるものを見つけて利用する。

③解決と未来志向

問題を外在化して扱うのである。

## (3) その他の対応

心理学では、この治療法だけで無く、もっと実践的に小学校や中学校で別室登校をしている児童生徒に対して、メンタルフレンドの名目で別室において単に学習指導の補助員としてではなく、心のケアを伴う支援を行って成果を得ているケースもいくつかある。また、教室に入って後ろで一緒に授業に参加し、落ち着かないで児童が教室を歩き回ったり、他の子の学習を妨害したりする様な態度が生じた場合、他の児童の迷惑にならないようにそっと声かけをしたり、座席の側で学習をするよう支援を行うということも行っており、

これらの学生に対する報酬は望めないもので、当大学では、「心理現場でのインターンシップ」という科目で単位認定を行っている。ただし、科目の開講は半年であるが、実際の活動は1年続けられるのが現状であり、長い場合は2年あるいは大学院生になって3年、4年と活動を続けている学生もおり、学校からの評価は非常に高いのが現状である。これら参加している学生には、心理学の専門教員がスーパーバイズを行うことにより、現場で解決できなかった問題や学生の児童に対する接し方、支援方法についての指導や助言をおこなうとともに、学生からの相談や疑問の解決もはかっている。さらには、学校との連携を学生に任せるのではなく、大学から教員が自ら出かけて行って学校の教師とのつながりを強化する努力も怠りなく行っている。

このような心理学的支援にとどまらず、様々な学校や教育機関および行政機関での研修や講演を引き受けることにより、特に心理学の中ではすでに明らかになっている事実について、特に児童・生徒の発達心理学的な現象の理解、青年期の生徒への対応などについて、臨床発達心理学的および教育臨床心理学的立場から理解を深め、浸透させている努力も行っている。

この論文に続き、松本健史が不登校生徒への関わりにおける「待つこと」の重要性—不登校生徒の家族援助を通じて—というテーマで、事例を中心に報告を行う。松本は教育研究所（現在の教育センター）で長年にわたり、不登校児童・生徒に対して臨床発達心理学的および学校心理学的支援を行ってきた実績を有しており、その豊富な体験に基づいた事例報告であり、貴重なものといえる。

## 文 献

- 足立倫子 2005 小学生の友人関係－放課後生活との関連－ 追手門学院大学大学院文学研究科修士論文（未公開）
- 深谷和子（編） 2012 学校と子供を活かすブリーフセラピー 解決志向の実践 児童心理（2月号臨時増刊）66巻第3号
- 稲村 博 1994 不登校の研究 新曜社
- 井上知子 2011 不登校に対する心理学的対応について－文献的検討－ 追手門学院大学心理学部紀要3 11-26
- 小林正幸 2005 不登校はなぜ減らないのか－これまでの対策の問題点とは－ 児童心理 834（12月増刊号）1-13
- 小林正幸・小野昌彦 2005 教師のための不登校サポートマニュアル 明治図書
- 森嶋昭伸 2005 文部科学省による不登校理解の変遷 臨床心理学5 74
- 武藤直義 1988 神経症的登校拒否の自我機能と対応の視座 西九州大・佐賀短期大紀要19 87-96
- 中村英舟 2011 児童期における遊びと社会性の発達の関係について－学童保育の視点を加えて－ 追手門学院大学大学院心理学研究科修士論文（未公開）
- オハンロン・W.H.（著）森俊夫・菊池安希子（訳） 1995 ミルトン・エリクソン入門 金剛出版
- 田嶋誠一 2010 不登校 ネットワークを生かした多面的援助の実践 金剛出版
- 問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2003/-3-41134htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/-3-41134htm)
- 文部科学省 2003 「不登校への対応について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/futoukou/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/futoukou/main.htm)
- 文部科学省 2003 「今後の不登校への対応の在り方について」調査報告  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2003/03041134.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm)
- 文部科学省 2009 「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（小中不登校）について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/08/0807300](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/0807300)
- 文部科学省 2011 不登校の現状  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/03/07/1302052\\_8\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/03/07/1302052_8_1.pdf)
- 文部科学省 2012 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の確定値及び訂正値の公表について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/02/1315950.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/02/1315950.htm)
- 文部科学省 2012 23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について  
[http://warp.udi.go.jp/info:ndijp/pid/2867041/www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2003/03041134.htm](http://warp.udi.go.jp/info:ndijp/pid/2867041/www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm)

## 資 料

- 日本国外務省訳 1990 子どもの権利条約  
（政府訳 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006\\_kj03\\_kenkai.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf)）
- 文部科学省 1992 登校拒否問題への対応について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19920924001/t19920924001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920924001/t19920924001.html)
- 日本国外務省 1998 国連子どもの権利に関する委員会から日本政府への最終所見  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605kaito/>
- 文部科学省 2003 「学校基本調査」「児童生徒の